土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年11月19日認可した。

令和８年11月27日

香川県知事　池　田　豊　人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間９号堰地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池支線地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上鯰越池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下鯰越地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井口川地区
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川東下上所地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮下分６号地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小原地区